

 厚生労働省
東京労働局発表
平成27年8月20日担
東京労働局労働基準部監督課
監督課長 樋口雄一
主任監察監督官 古賀睦之
電話 03-3512-1612
当

平成26年の定期監督等の実施結果を公表します —定期監督等を実施した事業場の7割に法違反—

東京労働局（局長 西岸 正人）及び管下18労働基準監督署（支署）においては、すべての労働者が適法な労働条件の下で、安心かつ安全に働くことができる労働環境の実現を目指し、積極的に監督指導を行っています。

このたび、平成26年に管下18労働基準監督署（支署）が実施した定期監督等(注)の結果について、以下のとおり取りまとめました。

注：定期監督等とは、各種の情報、労働災害の報告、過去の監督指導結果等を契機として、労働基準監督官が事業場に対して実施する立入検査のこと。

<東京労働局における平成26年定期監督等概要>

1 実施件数 7,570件 【表1】

<業種別順位> ①建設業 2,744件 ②商業 1,233件 ③製造業 972件

- ・ 建築工事現場については、墜落・転落防止を重点に一齐監督を実施している(年2回)。
- ・ 平成26年は、化学物質を扱う事業所(製造業)に対し、安全衛生対策を重点に監督指導を行う。

2 違反事業場数 5,513件 【表1、表2】

<内容別順位> ①労働時間 2,066件 ②割増賃金 1,681件 ③安全基準 1,224件

- ・ 不適切な労働時間管理が行われた結果、割増賃金の未払が生ずるケースが多く認められる。

3 違反率 72.8% (平成25年は、71.1%) 【表1】

(※違反率は、上記項目「2」÷「1」(5,513÷7,570)で算出。)

<業種別順位> ①接客娯楽業 84.9% ②製造業 80.3% ③運輸交通業 79.9%

(※違反率は、年間100件以上の監督等を実施したものに限り。)

- ・ 接客娯楽業は特に小規模事業場が多く、労働基準関係法令の不知に起因する違反が多く認められる。

今後とも、労働条件をめぐる問題点を的確に把握しつつ、効果的な監督指導を実施し、認められた法違反等については是正改善を指示します。また、法令違反を繰り返すなど悪質な事業主については、司法処分に付すなど厳正に対処します。

【表1】 定期監督等の実施件数・違反件数

	平成26年		
	定期監督等 (件)	違反 (件)	違反率 (%)
製 造 業	972	781	80.3%
鉱 業	1	1	100.0%
建 設 業	2,744	1,773	64.6%
運 輸 交 通 業	288	230	79.9%
貨 物 取 扱 業	39	26	66.7%
工業的業種小計	4,044	2,811	69.5%
農 林 業	11	5	45.5%
畜 産 ・ 水 産 業	2	1	50.0%
商 業	1,233	964	78.2%
金 融 広 告 業	128	93	72.7%
映 画 ・ 演 劇 業	68	57	83.8%
通 信 業	14	5	35.7%
教 育 研 究 業	239	185	77.4%
保 健 衛 生 業	443	334	75.4%
接 客 娯 楽 業	337	286	84.9%
清 掃 ・ と 畜 業	121	93	76.9%
官 公 署	1	1	100.0%
そ の 他 の 事 業	929	678	73.0%
非工業的業種小計	3,526	2,702	76.6%
合 計	7,570	5,513	72.8%

【表2】 定期監督等における労働基準法・労働安全衛生法に関する主要な法違反

○労働基準法違反

	15条 労働条件明示	24条 賃金不払	32条 労働時間	34条 休 憩	35条 休 日	37条 割増賃金	89条 就業規則	108条 賃金台帳
平成26年	1,124	455	2,066	144	131	1,681	900	849

○労働安全衛生法違反

	10~19条 (14条を除く) 安全衛生管理体制	14条 作業主任者	20~25条 安全基準	20~25条 衛生基準	30・31条 特定元方事業者・ 注文者
平成26年	828	259	1,224	262	448

	45条 定期自主 点検	59・60条 安全衛生 教育	61条 就業制限	65条 作業環境 測定	66条 健康診断
平成26年	163	43	43	153	1,076

【表 2 : 補足】 法違反の事例

(1) 労働基準法違反

<p>第 15 条 ＜労働条件の明示＞</p>	<p>労働者を雇い入れる際に、賃金額及び支払方法並びに所定労働時間などの法定事項について書面を交付していないもの。 また、交付しているが、法定事項が不足しているもの。</p>
<p>第 89 条 ＜就業規則の作成等＞</p>	<p>常時使用する労働者が 10 人以上いるにもかかわらず、就業規則の作成・届出がないもの。</p>
<p>第 32 条 ＜労働時間＞</p>	<p>時間外労働に関する協定（36 協定）の締結・届出がないのに、労働者に法定労働時間を超えて時間外労働を行わせているもの。 また、協定の締結・届出はあるが、協定で定めた時間外労働の限度時間を超えて時間外労働を行わせているもの。</p>
<p>第 37 条 ＜時間外労働、深夜労働の割増賃金＞</p>	<p>時間外労働、深夜労働を行わせているのに、法定の割増賃金（通常の賃金の 2 割 5 分以上）を支払っていないもの。 ※ 平成 22 年 4 月 1 日から、大企業（業種により資本金又は出資金の規模若しくは労働者数に応じて定められている）については、1 か月 60 時間を超える残業時間に対しては 50% 以上の割増率による割増賃金を支払わなければならないこととなっています。</p>

(2) 労働安全衛生法違反

<p>第 10～12、15、17～19 条 ＜安全衛生管理体制＞</p>	<p>常時使用する労働者が 50 人以上いるのに、衛生管理者を選任していないもの。</p>
<p>第 20～25 条 ＜機械・設備等の危険防止措置に関する安全基準＞</p>	<p>高さが 2 メートル以上の高所において、作業床の端に墜落防止のための手すりを設置することなく、作業を行わせていたもの等。</p>
<p>第 30・31 条 ＜元方事業者等＞</p>	<p>建設工事現場において、元請事業者の労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するための協議組織の設置・運営等を行っていないもの。</p>
<p>第 66 条 ＜健康診断＞</p>	<p>常時使用する労働者に対して、1 年以内ごとに 1 回、定期健康診断を実施していないもの。</p>